

重点化対象項目選定の考え方について(高齢・障害・求職者雇用支援機構 評価項目一覧)

資料1

事項	中期目標該当項目		5年度 (主務大臣評価) ※参考	6年度 (自己評価)	項目別 調書No.	重要度	困難度	重点化 項 目	重点化理由
		評価項目							
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第3・1	高年齢者等に係る雇用関係業務に関する事項	A	A	1-1				
		高年齢者等の雇用の安定等を図る事業主等に対する給付金の支給	B	B	1-1-1	—	—		
		高年齢者等の雇用に関する相談・援助、実践的手法の開発、啓発等	A	A	1-1-2	○	○	○	【重要度:高】 改正法において、高年齢者就業確保措置が努力義務として創設されたことに伴い、70歳までの就業機会の確保を行う企業への支援を実現し、企業が早期に取り組むための環境整備を行っていくことが求められている。また、成長戦略実行計画(令和3年6月18日閣議決定)に係るフォローアップ工程表において、高年齢者の就業率の達成目標(2025年:65～69歳の就業率51.6%)が示されており、70歳までの就業機会を確保していくためには、より多様な高年齢者の特性に応じた活動の機会を提供できるよう、企業の取組の選択肢を広げる必要があり、本業務はその目的に寄与する極めて重要な業務であるため。 【困難度:高】 改正法において、高年齢者就業確保措置が努力義務として創設されたが、事業主にとって 70 歳までの高年齢者就業確保措置は重大・慎重な経営判断を要する人事制度の改正を伴うものであるとともに、個々の高年齢者の多様性への配慮や負担のかからない職場環境作りも求められるなど、取組を進めていくに当たっての難易度が特に高いことに加えて、第5期中期目標期間の対象企業は、第4期中期目標期間では制度改善提案の対象外であった小規模企業や制度改善提案まで到らなかった企業など働きかけの困難な企業が主となるため。
	第3・2	障害者職業センターの設置運営業務等に関する事項	A	A	1-2				
		地域センター等における障害者及び事業主に対する専門的支援	A	A	1-2-1	○	○	○	【重要度:高】 多様な人材の一人一人がもつ潜在力を最大限発揮できる環境整備が求められる中、これまで就業が想定されにくかった重度障害者や多様な障害者の就業ニーズへの対応が求められることとなり、個別性の高い専門的な支援を必要とする障害者への支援ニーズはますます高まることから、これに応えることは極めて重要であるため。 【困難度:高】 個別性の高い専門的な支援を必要とする障害者への対応が求められる中、従来からの実績を踏まえた高い水準の実績を維持することは、高度な専門性に加え、各支援場面における創意工夫、きめ細やかな対応を必要とするため。
		地域の関係機関に対する助言・援助及び職業リハビリテーションの専門的な人材の育成	B	A	1-2-2	○	—	○	【重要度:高】 多様な人材の一人一人がもつ潜在力を最大限発揮できるとともに、地域の就労支援機関や企業が相互に連携して障害者雇用に取り組めるよう、地域の就労支援機関の基盤整備をさらに進めることが望まれる。そのための基礎となる職業リハビリテーションに係る人材の育成や就労支援機関に対する助言・援助を推進していくことは極めて重要であるため。
		職業リハビリテーションに関する調査・研究及び新たな技法等の開発の実施とその普及・活用の推進	A	A	1-2-3	—	○	○	【困難度:高】 これまでの支援技法では対処困難な事例等について、その課題解決に資するための最新の知見の集約、新たな技術・支援ツール及び先駆的な技法の開発が求められることに加え、外部の研究評価委員による評価に関する指標において全ての外部の研究評価委員から1点以上の評価を得、かつ、うち3分の2の委員から最高の評価である2点を得るという極めて高い目標を設定するため。
		第3・3	障害者雇用納付金関係業務に関する事項	B	B	1-3			
	障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金及び報奨金等の支給		B	B	1-3-1	—	—		
	障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給		B	B	1-3-2	—	—		
	障害者雇用に関する各種講習、啓発及び障害者技能競技大会(アビリンピック)等		B	B	1-3-3	—	—		

重点化対象項目選定の考え方について(高齢・障害・求職者雇用支援機構 評価項目一覧)

資料1

事項	中期目標該当項目		5年度 (主務大臣評価) ※参考	6年度 (自己評価)	項目別 調書No.	重要度	困難度	重点化 項 目	重点化理由
		評価項目							
国民に対して提供する サービスその他の業務 の質の向上に関する 事項	第3・4 職業能力開発業務に関する事項		A	A	1－4				
	離職者を対象とする 職業訓練の実施		A	A	1－4－1	○	○	○	【重要度：高】 全国にわたり、離職者が再就職に必要な技能及び知識を習得するために必要な職業訓練を実施し、雇用のセーフティネットとしての訓練機会を担保するという重要な役割を担っているため。 【困難度：高】 DX、GXに対応した離職者訓練コースの実施に当たっては、様々な職歴・能力を持った求職者が6か月という短い訓練期間で、就職先企業においてDX、GX技術を活用して活躍できる人材として必要な知識・技術等を身に付けさせることが必要であり、そのための新たな職業訓練カリキュラムや訓練教材の開発等に加え、職業訓練指導員への新たな知識及び技能・技術の付与、訓練機器等の整備を含めた体制整備に対応することは相当な努力を要するものであること。 さらに、こうした取組により実施施設を毎年度拡充し、受講者数を8,000人以上とする極めて高い目標を設定しているため。
	高度技能者の養成のための 職業訓練の実施		A	A	1－4－2	○	○	○	【重要度：高】 DX、GXといった大きな変革の波の中で、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上に必要となる人材を養成することは、極めて重要であるため。 【困難度：高】 DX、GXへの対応を見据えた職業訓練カリキュラムの見直し・開発等を行うとともに、これら高度化された訓練を適切に指導できる職業訓練指導員の育成、訓練機器等の整備を含めた体制整備を行うことは、機構自身が相当な努力を要するものである。 さらに、企業等からのニーズをもとに取り組む製品開発を通じた課題発見・解決型の実習等において、企業のニーズを踏まえた課題解決策を提案し、かつその中でDX、GXに関連した成果物の開発割合を50%以上とすることとしており、極めて高い目標を設定しているため。
	在職者を対象とする職業訓練及び 事業主等との連携・支援の実施		A	A	1－4－3	○	○	○	【重要度：高】 我が国において、在職労働者に対するリスキリングを始めとした人への投資を推進することにより、中小企業等の生産性向上を図り、もって構造的な質上げに向けて取り組むこととしている中、機構における在職者訓練の実施や生産性向上人材育成支援センターにおける事業主支援は非常に重要であるため。 【困難度：高】 DX、GXといった大きな変革の波の中で、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上に対応した在職者訓練等の実施に向け、新たな職業訓練カリキュラムや訓練教材の開発等に加え、職業訓練指導員への新たな知識及び技能・技術の付与、訓練機器等の整備を含めた体制整備に対応することは相当な努力を要するものである。 さらに、在職者訓練や生産性向上支援訓練等を活用した事業所数を第4期中期目標で定めた150,000事業所から第5期中期目標では210,000事業所へと拡大することとしており、極めて高い目標を設定しているため。
	職業訓練指導員の養成、職業訓練 コースの開発、国際協力の推進等		A	B	1－4－4	—	—		
	第3・5 障害者職業能力開発業務に 関する事項		B	B	1－5	○	—	○	【重要度：高】 「障害者基本計画」等を踏まえ、機構営校においては、希望と適性に応じた働き方を選択できるように障害種別によらない職業訓練を実施することや、多様な働き方に対応できるような職業訓練を展開するとともに、それらの実施を通じて開発した特別支援障害者等に対する指導技法等を職業能力開発校等に対してより一層普及させるという重要な役割を担っているため。
	第3・6 求職者支援制度に係る職業訓練 の認定業務等に関する事項		B	B	1－6	—	—		
	業務運営の効率化に 関する事項	第4 業務運営の効率化に 関する事項	B	B	2－1	—	—		
財務内容の改善に 関する事項	第5 財務内容の改善に関する事項	B	B	3－1	—	—			
その他業務運営に 関する重要事項	第6 その他業務運営に 関する重要事項	B	B	4－1	—	—			
総合評価	—	A	A	—	—	—			